

(平成21年2月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和53年2月21日）及び資格取得日（昭和54年3月1日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を、昭和53年2月から同年9月までは22万円、同年10月から54年2月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月21日から54年3月1日まで  
② 昭和55年3月1日から56年3月1日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いとされた。

A社については、昭和49年1月に入社して、同年春から約5年間の海外勤務をしているが、海外勤務時に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになる。

納得がいかないもので、いずれの申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和49年1月4日に厚生年金保険の資格を取得し、53年2月21日に資格を喪失後、54年3月1日に同社において再度資格を取得しており、53年2月21日から54年3月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、独立行政法人勤労者退職金共済機構の記録及び同僚の証言等により、申立人が、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人と同時期に海外勤務していた同

僚二人についても厚生年金保険の被保険者記録が継続していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から判断すると、昭和 53 年 2 月から同年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 54 年 2 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 2 月から 54 年 2 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間に B 社（現在は、C 社）に勤務していたことは推認される。

しかし、申立人に係る厚生年金保険の適用について、C 社に照会したが、当時の資料は既に廃棄されており、当該事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 11 月 21 日まで

私は、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 11 月 21 日までの間、A社において労働者年金保険に加入していたが、社会保険事務所で加入記録を確認したところ、昭和 22 年 4 月に脱退手当金が支給されていると言われた。私は脱退手当金を受給した記憶が無く納得できないので、年金額に反映してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 22 年 4 月 17 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 21 年 11 月 15 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者期間とはならないとのことだった。

しかし、私は脱退手当金を請求した覚えはなく、受け取った覚えも無いので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後である昭和 35 年 1 月から 37 年 12 月までの 3 年間に資格喪失した女性被保険者であって、退職時に 2 年以上の被保険者期間のある 18 名のうち 15 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 13 名について資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていたことから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 8 月 8 日に支給されている上、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した県へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から 43 年 4 月 26 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとのことだった。  
しかし、私は請求手続をしていないし、脱退手当金をもらった覚えは無いので、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所において、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 43 年 4 月の前後 2 年以内に資格喪失した被保険者で被保険者期間が 2 年以上の者 29 名のうち 10 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 7 名について資格喪失日の約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち 1 名は事業所の説明に基づき脱退手当金を受給したと証言している上、当時の事務担当者も、退職者に脱退手当金の受給の意思を確認し、脱退を希望する者については代理請求を行っていたことがあると証言していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書を確認したところ、申立人が供述している事業所を退職した後の住所と、同請求書に記載されている住所が一致しているほか、同請求書の押印漏れを是正するため、社会保険事務所から申立人に対して照会票が送付されたことがうかがえることから、事務手続の過程において、申立人に対して何らかの確認が行われたものと推察される。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を

受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 19 日から同年 12 月 18 日まで  
(A 事業所 B 支所)  
② 昭和 53 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
(A 事業所 C 支所)  
③ 昭和 55 年 3 月 2 日から同年 6 月 30 日まで  
(D 事業所)  
④ 昭和 55 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで  
(E 事業所)  
⑤ 昭和 62 年 5 月 2 日から同年 10 月 31 日まで  
(F 事業所)

私は、申立期間①から申立期間⑤において、それぞれ申立事業所に間違い無く勤務していた。給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所 B 支所に係る申立期間①については、A 事業所が保管している採用に係る人事関係書類により、申立人が昭和 51 年 4 月 19 日から同年 12 月 18 日まで A 事業所 B 支所に勤務していたことが確認できるが、同事業所では当時の関係書類は保存期間経過により廃棄しているため、厚生年金保険の適用については確認できないとしており、当時の同じ職種の同僚からも申立内容を裏付ける証言を得ることができなかった。

また、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は申立期間のうち昭和 51 年 4 月 19 日から同年 8 月 29 日までの期間は夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっている。

さらに、申立人は昭和 51 年 9 月 1 日に国民年金の資格を取得し、申立期間の

うち同年9月から同年12月までの期間は国民年金の納付済期間となっている。

A事業所C支所に係る申立期間②については、A事業所が保管している採用に係る人事関係書類により、申立人が昭和53年5月1日から同年12月31日までA事業所C支所に勤務していたことが確認できるが、同事業所では当時の関係書類は保存期間経過により廃棄しているため、厚生年金保険の適用については確認できないとしており、当時の同じ職種の同僚からも申立内容を裏付ける証言を得ることができなかった。

また、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は申立期間すべてにおいて夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっており、申立期間は国民年金の納付済期間となっている。

D事業所に係る申立期間③については、同事業所が保管している申立人の採用に係る決裁文書により、申立人が申立期間に勤務していたことは推認されるが、同事業所では申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用については確認できないとしている。

また、申立人の後任として当該事業所に勤務した者も厚生年金保険の加入記録が確認できない。

E事業所に係る申立期間④については、同事業所は平成4年5月1日に全廃しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、当該事業所の関係団体であるG事業所に照会したが、当時の関係書類が保管されていないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用については、不明であると回答している。

F事業所に係る申立期間⑤については、同事業所は既に解散しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、当該事業所の関係団体であるH事業所は、「当時の複数の職員に聴取したところ、F事業所は、厚生年金保険の適用事業所にはなっていないとの答えで一致している。」と回答しており、社会保険事務所の記録においても当該事業所は適用事業所として確認できない。

申立期間①から申立期間④までについては、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年ごろから23年ごろまでの約1年間

私は昭和22年ごろから23年ごろまでの約1年間、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた。給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所本部が保管しているA事業所の人事関係書類により、申立人が、昭和22年3月1日から同年10月31日までの期間、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している事業所記号簿によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、A事業所本部及び類似する名称においても厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、B事業所に照会したが、当時の関係書類は保管されておらず、これらの事実を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が一緒に働いていたとする上司及び同僚については、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から48年1月1日まで

私は、A社で経理担当として勤務し、昭和47年4月ごろから店舗の開店準備を始め、同年7月ごろに開店し、健康保険厚生年金保険新規適用届の手続を夏ごろに行った。厚生年金保険の新規適用や資格得喪手続も自分が行っていた。

社会保険事務所で記録確認を行ったところ、A社の厚生年金保険新規適用年月日が昭和48年1月1日との回答を受けたが、47年7月1日が正しいと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録によると、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和48年1月1日となっている。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含む11人が昭和48年1月1日に資格取得している。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金記号番号払出簿によると、当該事業所の取締役は昭和48年1月1日に厚生年金保険の資格を取得し、厚生年金保険手帳記号番号は同年1月12日に払い出されていることが確認でき、当該者は47年12月分まで国民年金を納付していることから、当該事業所が48年1月1日より前に適用事業所となることは考え難い。

加えて、当該事業所は昭和49年7月26日に全喪し、当時の役員に照会したが、関係書類は保存されておらず、厚生年金保険の資格得喪の届出及び保険料の納付状況について確認することができない。

その上、当時の同僚に照会したが、申立期間に係る具体的な証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。